

# 関西佐世保会会則

平成30年11月18日

第1条 本会は、関西佐世保会と称する

第2条 本会は、関西在住の佐世保市とその近郊出身者、およびその縁故者で構成する

第3条 本会の 本部は会長宅・事務局は、事務局長宅に置く

第4条 本会は、会員総合の親睦を図ることを目的とする

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう

①総会、および親睦会の開催

②会員名簿の作成

③その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第6条 本会への入会は、年会費を納めることにより会員とする。家族は準会員とする（所定の申込書を提出するもの）

第7条 本会には、次の役員を置く

会長 1名 副会長 1～3名 事務局長 1名 会計 1名 理事 若干名

監査 2名 相談役および顧問・参与を置く

第8条 役員は次の会務を行なう

①会長は本会を代表し、会務を統括する

②副会長は、会長を補佐する

③事務局長は、本会運営の庶務一切を統括し、活動を企画立案する

④会計は、本会の会計事務一切を管理する

⑤理事および役員は、会員の意見を吸収し、会員に周知させる

⑥相談役・顧問は、本会の運営に関しての会長の諮問に応じる

⑦会計監査は、本会の会計事務一切を監査する

第9条 役員を選任は次のとおり行なう

①会長、および副会長は役員会で推薦し、総会で承認決定する

②事務局長、会計、および理事は、会員中より会長が指名し、役員会で承認決定する。なお、会計と事務局長との兼務は出来ない

③相談役・顧問は、会長の推薦により、役員会にて承認決定する

④会計監査は、役員会で推薦し、総会で承認決定する

第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない

第11条 年1回以上会長が招集し開催する

第12条 総会の議長は、会長とする

第13条 総会は、活動報告、会計報告のほか、会則変更などを審議し決定する

第14条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、毎年度の活動計画を決定するほか、  
会則の変更など必要事項を審議する

第15条 本会の運営は年会費、寄付金で賄う

第16条 年会費は2,000円とする

第17条 本会の会計年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとする

附 則 本会の会則は、平成23年7月10日より施行する

附 則 本会の会則一部改正は24年5月20日より施行する

附 則 本会の会則一部改正は27年総会より施行する

附 則 本会の会則一部改正は29年総会より施行する

附 則 本会の会則一部改正は30年総会より施行する